

祝 辞

〔 日旭平成二八
日弁連定期総会における感謝・表彰式
ドホ・二七
ル七 〕

本日、ここに、日本弁護士連合会の前会長、前副会長及び先進会員の皆様に対する感謝・表彰式が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

前会長におかれては、国民の期待に応える連合会の運営を通じて、多大な功績を残され、また、前副会長の皆様は、会長を補佐され、連合会の円滑な運営とその発展に大きく貢献されたと承知しております。各位の御在任中のお働きに対し、深く敬意を表します。

百歳表彰を受賞された方を始めとして、本日表彰をお受けになられた方々は、長きにわたり法曹として第一線で活動され、その使命を果たしてこられました。本日の御榮譽は、そのような御貢献の賜にほかならず、心からお祝い申し上げます。

我が国において、社会経済を始めとした多くの分野で大きな変動が続く中で、司法が社会の安定を支える機能を發揮するためには、法による公平、透明で納得の得られる紛争解決の実現を通じて、社会に「法の支配」の理念を浸透させていくことが肝要であり、国民にとって身近な法曹である弁護士の方々に期待される役割は、極めて大きいと申せましょう。また、より身近で、頼りがいのある司法を築くことを目指した司法制度改革とその関連法制は、多くが定着、発展しつつあるとはいえ、取り組むべき課題もなお少なくありませんし、情報化の進展、国民の権利意識の高まり、価値観の多様なことに伴い、迅速で納得度の高い紛争解決が求められ、家族の在りよりの多様化も、少子高齢化の進展と相まって、解決困難な紛争の増加をもたらしている現状にあって、適切な対応を図るには、国民のための司法の実現という共通の理念の下、法曹三者が、率直かつ緊

密な意見交換を重ね、相互理解と協力関係を一層深めつつ努力を重ねていくことが必要です。加えて、東日本大震災からの復興が道半ばという状況の中で、先般、熊本地方での大地震が発生し、広範囲にわたって甚大な被害がもたらされたことについても、先の大震災の経験を踏まえて、復旧、復興に向けての取組の過程で生じる様々な法的問題への対応を通じて、早期の復興の実現に寄与していく必要があります。

本日表示彰を受けられた方々を始めとして、弁護士各位におかれましては、今後とも、国民の期待に応えて、課題を抱える司法の健全な発展のために様々な形で力を尽くしていただくよう御期待申し上げますとともに、健康に留意され、ますます御活躍になられますよう祈念して、私の祝辞といたします。

平成二十八年五月二十七日

最高裁判所長官

寺

田

逸

郎

最高裁判所長官祝辞

平成二十八・七・十五
第六十四回全国調停委員大会

第六十四回全国調停委員大会の開催に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。本年、ここ名古屋で開催されるこの大会は、平成二十五年の大阪大会以来はじめて東京を離れた地で開催されるものと聞きしますが、地元の調停協会を中心とする開催の準備に携わられた方々の御尽力により、本日、大会当日を迎えられました。心からお喜び申し上げます。

日本調停協会連合会は、昭和二十七年の創設から今日に至るまで、調停制度の発展のため、様々な活動を続けてこられ、調停制度が、我が国の社会に合った柔軟な紛争解決手段として、利用者である国民の信頼を得、昨今は国際的な紛争についてもその解決機能を高めてきているなど、その充実強化に寄与してこられました。このような制度の運用と発展を支えてこられた関係各位の御尽力に対し、心から敬意を表します。また、後ほど御披露が予定されているようです。調停委員として永年にわたり御功績を挙げられた多数の方々に対し、藍綬褒章の授与が行われました。調停制度の拡充と発展に

多大な貢献をしてこられた方々に、この場をお借りして、深く謝意を表すとともに、重ねてお祝いを申し上げます。

近年、調停制度の利用者からは、これまで以上に公平で透明性のある手続、納得性の高い解決が求められております。今後、調停制度が魅力的で利用しやすい紛争解決手段として国民の高い信頼を得ていくために、互譲による紛争の円満妥当な解決という調停制度の精神を生かしつつ、利用者への期待に適切に応えられるよう柔軟な運用を目指していかなければなりません。

先般、熊本地方を中心とする一連の地震によって、広範囲にわたって大きな被害が発生するなど災害が絶たない状況となっており、東日本大震災の経験も踏まえて、復旧・復興に向けた取り組みの過程で生じる様々な法的問題に迅速かつ柔軟に対応できるよう

な体制が求められています。裁判所も、調停制度の一層の充実と発展、強化のために力を尽くし、このような時代の要請にこたえていく所存です。調停委員の皆様

方におかれましては、引き続き御協力をいただけますようお願いを
申し上げます。

終わりに、日本調停協会連合会の関係者の皆様のみすますの御発
展を祈念して、私の祝辞といたします。

平成二十八年七月十五日

最高裁判所長官

寺田逸郎